

本発表では、頼山陽の煎茶席を取り上げ、「山陽の行った煎茶は文人煎茶である」とする仮説を設定し検証する。

山陽に関する先行研究は、『日本外史』などの著書の研究や、漢詩文の研究などが中心であり、煎茶に関する研究は少なく、煎茶席という場に焦点をあて、山陽の行った煎茶が文人煎茶であるかどうか検証しているものは見られない。本発表では、分析方法として文人論や煎茶研究などの先行研究に基づき策定した文人煎茶成立のための以下の7つの要件を用いる。第一の要件は、古典の素養や詩書画の能力を修得できる環境にあり、かつ重大な政治決定を行使しない立場にあることである。第二の要件は、古典の素養を修得していることである。第三の要件は、詩書画の能力を保持していることである。第四の要件は、煎茶の素養を修得していることである。第五の要件は、煎茶を職業ではなく余技として取り組んでいることである。第六の要件は、煎茶の目的が自娛を基本にしていることである。第七の要件は、煎茶席において独自の文人好みを表現していることである。

第一の要件について述べる。山陽は、塾経営の経験を持ち安芸藩の儒官となった父、頼春水の子として生まれ、古典の素養や詩書画の能力の修得が可能な環境にあったといえる。また、生涯、仕官することはなく、在野の学者であり、重大な政治権力を行使しない立場であったといえる。

第二の要件について述べる。山陽は、京都在住の著名人の住所録である『平安人物志』に「儒家」として紹介され社会的に認知されていた。また、歴史書である『日本外史』や『日本政記』、政治経済論である『通議』を執筆しており、これらは膨大な読書量によって実現されたものであり、山陽は十分な古典の素養を修得していたといえる。

第三の要件について述べる。山陽は、漢詩文では「天草洋に泊す」など現代にも伝わる優れた作品を遺している他、詩集である『山陽詩鈔』及び『山陽遺稿』には多数の作品が収められている。また、『平安人物志』には「詩」に加えて「書」の分野にも名を連ね、代表作には蘇東坡の詩を揮毫した「蘇詩帖」や、死の1ヶ月前に書した「喀血詩」がある。絵画では、九州遊歴の折に描いた「邪馬溪図巻記」をはじめ多数の山水画を遺している。以上のことから、山陽は詩書画の各分野において卓越した作品を遺し、当時の社会からも認知されており、十分な詩書画の能力を保持していたといえる。

第四の要件について述べる。山陽は医家の山厓若華から煎茶を学び、自らも茶書である『茶譜』や『茶略』を手に入れ、さらに、売茶翁ゆかりの地である東福寺通天橋を訪れ、「煎茶歌」を詠んでいる。また、煎茶書である『桐蔭茶寮記』も執筆しており、十分な煎茶の素養を修得していたといえる。

第五の要件について述べる。山陽は、生活のために自身の書を販売し、書簡や詩の添削によって金銭を得ていた。しかし、煎茶に関しては、指導料をとって教授するものではなく、山紫水明処での門人との日常や、故郷から訪れた母を迎える際などにたのしむものであった。したがって、職業ではなく余技として取り組んだものであったといえる。

第六の要件について述べる。山陽は他者に見せびらかすために器などに拘りすぎて華美になることや、規則に縛られることを批判し、相許した人物と少人数でたのしむ自由な煎茶を志向しており、山陽の煎茶は自娛を基本としたものといえる。

第七の要件について述べる。山陽は煎茶を喫する場として、水が身近にある場所に心地よさを見出し、鴨川畔に山紫水明処をつくった。また、煎茶席において、華美になることを警戒しながら、書画、文房、印章、瓶花、盆栽、水石などを用いて、自分が精神的に自由になれる世界を構築し、独自の美意識を表現されていたといえる。

以上のことから、山陽の煎茶は文人煎茶成立のための7つの要件にあてはまっており、設定した仮説、「山陽の行った煎茶は文人煎茶である」は証明されたと考える。

